

総務委員会議案説明資料

令和6年2月27日

件名		頁
1	第13号議案 (仮称) 区営新田三丁目アパート改築工事請負契約の変更について	2
2	第26号議案 区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例	5
3	第27号議案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	7
4	第29号議案 (仮称) 江北健康づくりセンター新築工事請負契約の変更について	12
5	第30号議案 (仮称) 江北健康づくりセンター新築電気設備工事請負契約の変更について	15
6	第31号議案 学校 ICT 機器・教員用 Chromebook 等の購入 (R5 債務) について	17
7	第32号議案 指導書の購入について	19
8	第33号議案 足立区営住宅等維持管理業務委託について	21

(総務部)

第13号議案説明資料

令和6年2月27日

件名	(仮称) 区営新田三丁目アパート改築工事請負契約の変更について																	
所管部課名	総務部 契約課																	
内 容	1 契約の相手方	似鳥・小倉建設共同企業体 代表者 株式会社似鳥工務店 代表取締役 似鳥 絢哉 東京都足立区西伊興三丁目2番24号																
	2 契約金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>契約金額</th> <th>当初契約金額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初契約</td> <td>880,000,000円</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>変更増減(予定)</td> <td>180,730,000円</td> <td>20.54%</td> </tr> <tr> <td>契約変更後</td> <td>1,060,730,000円</td> <td>120.54%</td> </tr> </tbody> </table>			契約金額	当初契約金額割合	当初契約	880,000,000円	100.00%	変更増減(予定)	180,730,000円	20.54%	契約変更後	1,060,730,000円	120.54%			
		契約金額	当初契約金額割合															
	当初契約	880,000,000円	100.00%															
	変更増減(予定)	180,730,000円	20.54%															
	契約変更後	1,060,730,000円	120.54%															
		※ 契約金額には消費税を含む。																
	3 契約年月日	令和4年9月30日																
	4 契約番号	4足総契契第010473号																
	5 工期	令和4年10月3日から令和6年3月8日まで																
6 工事場所	足立区新田三丁目17番20号 ※ 別紙のとおり																	
7 契約変更理由および内容	<p>(1) 土壌運搬処分費の増(約1億1,000万円) 土壌測定の結果、基準値を超える自然由来の有害物質(鉛、ヒ素)が含まれていたため。</p> <p>(2) 既存杭撤去費の増(約5,000万円) ア 引抜き予定の9本の杭のうち、5本の直径が図面よりも現況において太いことが判明したことから、より大型な重機での対応が必要となったため(約200万円)。 ※ 図面と現況の直径の差異: 80cm→90cm、80cm→95cm、100cm→120cm、100cm→144cm、100cm→145cm イ 上記(1)に伴い、撤去した既存杭を汚染土中にあった杭として処分する必要性が生じ、処分費が増加したため(約4,800万円)。 ※ 処分費増加額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総量</th> <th>単価</th> <th>処分費総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初契約</td> <td>756 t</td> <td>6,000円</td> <td>4,536,000円</td> </tr> <tr> <td>変更増減(予定)</td> <td>1,424 t</td> <td>18,000円</td> <td>47,784,000円</td> </tr> <tr> <td>契約変更後</td> <td>2,180 t</td> <td>24,000円</td> <td>52,320,000円</td> </tr> </tbody> </table>			総量	単価	処分費総額	当初契約	756 t	6,000円	4,536,000円	変更増減(予定)	1,424 t	18,000円	47,784,000円	契約変更後	2,180 t	24,000円	52,320,000円
	総量	単価	処分費総額															
当初契約	756 t	6,000円	4,536,000円															
変更増減(予定)	1,424 t	18,000円	47,784,000円															
契約変更後	2,180 t	24,000円	52,320,000円															
	(3) インフレスライド条項適用の増(約2,000万円)																	

8 契約変更（仮承諾）年月日 令和5年12月27日

9 そ の 他

議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が100分の10以上のため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、本件を提出する。

(仮称) 区営新田三丁目アパート 案内図



第26号議案説明資料

令和6年2月27日

件名	区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 総務課
内容	<p>令和6年度組織・定数の内示により、学童保育に関する事務が、地域のちから推進部から子ども家庭部に移管されるため、教育委員会への委任事項に関する規定を改定する。</p> <p>1 改定内容 第1条中「(6) 保育に関すること。」の次に「(7) 放課後児童健全育成事業に関すること。」を加える。</p> <p>2 施行年月日 令和6年4月1日</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 その他 条例改正と併せて「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則」の規定を整備する。</p>

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○区長の権限に属する事務の委任等に関する条例 平成23年3月2日条例第3号 (委任)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の2の規定に基づき、区長は、次の事務を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。</p> <p>(1) 子ども施策の総合的推進及び調整に関すること。 (2) 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 (3) 私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校等に関すること。 (4) 認定こども園に関すること。 (5) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 (6) 保育に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2条及び第3条 省略</p>	<p>○区長の権限に属する事務の委任等に関する条例 平成23年3月2日条例第3号 (委任)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の2の規定に基づき、区長は、次の事務を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。</p> <p>(1) 子ども施策の総合的推進及び調整に関すること。 (2) 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 (3) 私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校等に関すること。 (4) 認定こども園に関すること。 (5) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 (6) 保育に関すること。 <u>(7) 放課後児童健全育成事業に関すること。</u></p> <p>第2条及び第3条 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

第27号議案説明資料

令和6年2月27日

件名	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																																		
所管部課名	総務部 総務課																																		
	<p>令和6年1月15日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区議会議員の議員報酬及び期末手当を改定する。</p> <p>1 議員報酬の改定（第2条第1項関係）</p> <p>(1) 令和5年6月の議員報酬より、1,000円引き上げる。 なお、令和5年6月から令和6年2月までの報酬は、改定前の金額で支給済みのため、3月報酬時に差額分を支給する。</p> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="440 846 1433 1196"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>令和5年6月より</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td>61万5,000円</td> <td><u>61万6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>94万3,000円</td> <td><u>94万4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>80万8,000円</td> <td><u>80万9,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>67万6,000円</td> <td><u>67万7,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>64万5,000円</td> <td><u>64万6,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 期末手当の改定（第8条第2項関係）</p> <p>(1) 令和5年度 ア 支給月数を0.1月引き上げる。(3.7月 → 3.8月) イ 12月に支給する期末手当を、1.85月から1.95月とする。 なお、12月期末手当は改定前の金額で支給済みのため、3月報酬時に差額分を支給する。</p> <p>(2) 令和6年度以降 ア 支給月数は変わらず、支給配分の変更とする。 イ 6月に支給する期末手当を1.85月から1.90月に、12月に支給する期末手当を1.95月から1.90月とする。</p> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="440 1839 1433 2123"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.85月</td> <td>1.85月</td> <td><u>1.90月</u></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.85月</td> <td><u>1.95月</u></td> <td><u>1.90月</u></td> </tr> <tr> <td>年間計</td> <td>3.70月</td> <td><u>3.80月</u></td> <td><u>3.80月</u></td> </tr> </tbody> </table>		現行	令和5年6月より	議員	61万5,000円	<u>61万6,000円</u>	議長	94万3,000円	<u>94万4,000円</u>	副議長	80万8,000円	<u>80万9,000円</u>	委員長	67万6,000円	<u>67万7,000円</u>	副委員長	64万5,000円	<u>64万6,000円</u>		現行	令和5年度	令和6年度以降	6月	1.85月	1.85月	<u>1.90月</u>	12月	1.85月	<u>1.95月</u>	<u>1.90月</u>	年間計	3.70月	<u>3.80月</u>	<u>3.80月</u>
	現行	令和5年6月より																																	
議員	61万5,000円	<u>61万6,000円</u>																																	
議長	94万3,000円	<u>94万4,000円</u>																																	
副議長	80万8,000円	<u>80万9,000円</u>																																	
委員長	67万6,000円	<u>67万7,000円</u>																																	
副委員長	64万5,000円	<u>64万6,000円</u>																																	
	現行	令和5年度	令和6年度以降																																
6月	1.85月	1.85月	<u>1.90月</u>																																
12月	1.85月	<u>1.95月</u>	<u>1.90月</u>																																
年間計	3.70月	<u>3.80月</u>	<u>3.80月</u>																																

3 施行年月日

- (1) 令和5年6月から支給する議員報酬の改定…公布の日
 - (2) 令和5年度に支給する期末手当の改定………公布の日
 - (3) 令和6年度以降に支給する期末手当の改定…令和6年4月1日
- ※ (1)、(2)は遡及して適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	第1条による改正案																																												
<p>○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号</p> <p>第1条～第7条まで 省略 (期末手当)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、<u>100分の185</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 省略</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td>61万5,000円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30	職名	議員報酬月額	議員	61万5,000円	議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額	副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額	委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額	副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額	備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	<p>○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号</p> <p>第1条～第7条まで 現行のとおり (期末手当)</p> <p>第8条 現行のとおり</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 現行のとおり</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td>61万6,000円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30	職名	議員報酬月額	議員	61万6,000円	議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額	副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額	委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額	副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額	備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
在職期間	割合																																												
6月	100分の100																																												
3月以上6月未満	100分の60																																												
3月未満	100分の30																																												
職名	議員報酬月額																																												
議員	61万5,000円																																												
議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額																																												
副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額																																												
委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額																																												
副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額																																												
備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。																																												
在職期間	割合																																												
6月	100分の100																																												
3月以上6月未満	100分の60																																												
3月未満	100分の30																																												
職名	議員報酬月額																																												
議員	61万6,000円																																												
議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額																																												
副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額																																												
委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額																																												
副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額																																												
備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。																																												

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

第1条による改正案	第2条による改正案																
<p>○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号</p>	<p>○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号</p>																
<p>第1条～第7条 省略 (期末手当)</p>	<p>第1条～第7条 現行のとおり (期末手当)</p>																
<p>第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職又は死亡した者についてもまた同様とする。</p>	<p>第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職又は死亡した者についてもまた同様とする。</p>																
<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、<u>100分の190</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																
<p>3～4 省略</p>	<p>3～4 現行のとおり</p>																
	<p><u>付 則</u> (<u>施行期日等</u>)</p>																
	<p>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p>																
	<p>2 第1条の規定（第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年6月1日から適用する。</p>																
	<p>3 第1条の規定（第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。</p>																

第1条による改正案	第2条による改正案
	<p data-bbox="1160 151 1585 183"><u>(議員報酬及び期末手当の内払)</u></p> <p data-bbox="1126 199 2119 454">4 <u>第1条の規定による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による内払とみなす。</u></p> <p data-bbox="1160 470 1527 502"><u>(期末手当の支給日の特例)</u></p> <p data-bbox="1126 518 2119 678">5 <u>令和5年度に限り、改正後の条例の規定により算出した期末手当の額のうち、改正前の条例の規定により算出したその額を超える部分については、第8条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月に支給すべき議員報酬の支給期日に支給することができる。</u></p>

第 29 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 27 日

件 名	(仮称) 江北健康づくりセンター新築工事請負契約の変更について																		
所管部課名	総務部 契約課																		
内 容	<p>1 契約の相手方 武家田・浅香建設共同企業体 代表者 武家田建設株式会社 代表取締役 武田 昌明 東京都足立区梅島三丁目 4 1 番 3 号</p> <p>2 契約金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%;">契約金額</th> <th style="width: 30%;">当初契約金額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初契約</td> <td style="text-align: right;">2, 363, 295, 000円</td> <td style="text-align: right;">100.00%</td> </tr> <tr> <td>変更増減 (予定)</td> <td style="text-align: right;">596, 123, 000円</td> <td style="text-align: right;">25.22%</td> </tr> <tr> <td>契約変更後</td> <td style="text-align: right;">2, 959, 418, 000円</td> <td style="text-align: right;">125.22%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 契約金額には消費税を含む。</p> <p>3 契約年月日 令和 4 年 9 月 30 日</p> <p>4 契約番号 4 足総契契第 0 1 0 4 8 1 号</p> <p>5 工 期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 70%;">工 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初契約</td> <td>令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 6 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>契約変更 (予定)</td> <td>令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 10 月 31 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 工事場所 足立区江北五丁目 7 5 3 番 ※ 別紙のとおり</p> <p>7 契約変更理由および内容</p> <p>(1) 地中障害物の処理による増 (約 1 億 2, 500 万円) 旧上沼田中学校校庭を掘削したところ、地中からコンクリート殻等が発生したため</p> <p>(2) 近隣対策及び基礎工事の変更による増 (約 9, 000 万円) ア 近隣対策のための振動騒音対策費 イ 想定以上に入り過ぎた杭及び偏心した杭の対処費</p> <p>(3) 施設機能向上のための設計変更による増 (約 2 億 500 万円) ア 近隣施設と調和のとれた外観 イ 駐車場精算システムの変更 ウ 木質系内装仕上げ材の取入れ</p>		契約金額	当初契約金額割合	当初契約	2, 363, 295, 000円	100.00%	変更増減 (予定)	596, 123, 000円	25.22%	契約変更後	2, 959, 418, 000円	125.22%		工 期	当初契約	令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 6 月 28 日	契約変更 (予定)	令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 10 月 31 日
	契約金額	当初契約金額割合																	
当初契約	2, 363, 295, 000円	100.00%																	
変更増減 (予定)	596, 123, 000円	25.22%																	
契約変更後	2, 959, 418, 000円	125.22%																	
	工 期																		
当初契約	令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 6 月 28 日																		
契約変更 (予定)	令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 10 月 31 日																		

- (4) インフレスライド・単品スライド条項適用の増（約8,500万円）
- (5) 工期延伸による諸経費の増（約9,000万円）

8 契約変更（仮承諾）年月日 令和6年2月1日

9 そ の 他

議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が100分の10以上のため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、本件を提出する。

(仮称) 江北健康づくりセンター 案内図



第 3 0 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 2 7 日

件 名	(仮称) 江北健康づくりセンター新築電気設備工事請負契約の変更について																		
所管部課名	総務部 契約課																		
内 容	<p>1 契約の相手方 雄光・拓電建設共同企業体 代表者 雄光電気株式会社 代表取締役 五十嵐 弘征 東京都足立区中央本町一丁目 1 2 番 1 4 号</p> <p>2 契約金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">契約金額</th> <th style="width: 40%;">当初契約金額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初契約</td> <td style="text-align: right;">7 2 6, 0 0 0, 0 0 0 円</td> <td style="text-align: right;">1 0 0. 0 0 %</td> </tr> <tr> <td>変更増減 (予定)</td> <td style="text-align: right;">1 7 2, 9 0 9, 0 0 0 円</td> <td style="text-align: right;">2 3. 8 2 %</td> </tr> <tr> <td>契約変更後</td> <td style="text-align: right;">8 9 8, 9 0 9, 0 0 0 円</td> <td style="text-align: right;">1 2 3. 8 2 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 契約金額には消費税を含む。</p> <p>3 契約年月日 令和 4 年 9 月 3 0 日</p> <p>4 契約番号 4 足総契契第 0 1 0 4 8 0 号</p> <p>5 工期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 80%;">工期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初契約</td> <td>令和 4 年 1 0 月 3 日から令和 6 年 6 月 2 8 日</td> </tr> <tr> <td>契約変更 (予定)</td> <td>令和 4 年 1 0 月 3 日から <u>令和 6 年 1 1 月 1 5 日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 工事場所 足立区江北五丁目 7 5 3 番 ※ 別紙のとおり</p> <p>7 契約変更理由および内容</p> <p>(1) 施設機能向上およびパンデミック・災害時の拠点施設として運営可能とするための設計変更による増 (約 1 億円)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 受変電設備の増設 イ 防犯カメラの増設 ウ 機械警備設備の増設 エ 顔認証式電気錠設備の導入 オ 電話主装置、大研修室ローカル放送設備の仕様変更</p> <p>(2) インフレスライド条項適用の増 (約 3, 0 0 0 万円)</p> <p>(3) 工期延伸による諸経費の増 (約 4, 0 0 0 万円)</p>		契約金額	当初契約金額割合	当初契約	7 2 6, 0 0 0, 0 0 0 円	1 0 0. 0 0 %	変更増減 (予定)	1 7 2, 9 0 9, 0 0 0 円	2 3. 8 2 %	契約変更後	8 9 8, 9 0 9, 0 0 0 円	1 2 3. 8 2 %		工期	当初契約	令和 4 年 1 0 月 3 日から令和 6 年 6 月 2 8 日	契約変更 (予定)	令和 4 年 1 0 月 3 日から <u>令和 6 年 1 1 月 1 5 日</u>
	契約金額	当初契約金額割合																	
当初契約	7 2 6, 0 0 0, 0 0 0 円	1 0 0. 0 0 %																	
変更増減 (予定)	1 7 2, 9 0 9, 0 0 0 円	2 3. 8 2 %																	
契約変更後	8 9 8, 9 0 9, 0 0 0 円	1 2 3. 8 2 %																	
	工期																		
当初契約	令和 4 年 1 0 月 3 日から令和 6 年 6 月 2 8 日																		
契約変更 (予定)	令和 4 年 1 0 月 3 日から <u>令和 6 年 1 1 月 1 5 日</u>																		

8 契約変更（仮承諾）年月日 令和6年2月1日

9 そ の 他

議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が100分の10以上のため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、本件を提出する。

第31号議案説明資料

令和6年2月27日

件名	学校 ICT 機器・教員用 Chromebook 等の購入（R5 債務）について																										
所管部課名	総務部 契約課																										
内容	<p>1 契約の相手方 東日本電信電話株式会社 東京事業部 執行役員東京事業部長 熊谷 敏昌 東京都港区西新橋三丁目22番8号</p> <p>2 契約金額 623,590,000円(落札率59.78%)</p> <p>3 契約方法 公募型指名競争入札</p> <p>4 契約番号 5足総契契第022721号</p> <p>5 納期限 令和6年10月31日</p> <p>6 納入場所 学校ICT推進担当課指定場所</p> <p>7 契約内容 下記教員用Chromebook等を購入する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 無線アクセスポイント</td> <td>2,486台</td> </tr> <tr> <td>(2) 教員用Chromebook（5年保証付き）</td> <td>2,083台</td> </tr> <tr> <td>(3) 教員用充電保管庫（45台収容）</td> <td>39台</td> </tr> <tr> <td>(4) 教員用充電保管庫（30台収容）</td> <td>67台</td> </tr> <tr> <td>(5) 書画カメラ</td> <td>510台</td> </tr> <tr> <td>(6) PoEスイッチ、セキュリティワイヤー</td> <td>2,486個</td> </tr> <tr> <td>(7) 充電用ACアダプタ</td> <td>2,083個</td> </tr> <tr> <td>(8) マスターキー（充電保管庫用）</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>(9) 統一キー（充電保管庫用）</td> <td>102セット (1セット2本以上)</td> </tr> <tr> <td>(10) 無線アクセスポイントライセンス</td> <td>2,486ライセンス</td> </tr> <tr> <td>(11) InterCLASSライセンス</td> <td>2,083ライセンス</td> </tr> <tr> <td>(12) Chrome管理コンソール</td> <td>2,083ライセンス</td> </tr> <tr> <td>(13) 運搬・梱包材撤去作業</td> <td>1式</td> </tr> </table> <p>8 その他</p> <p>(1) 入札日・開札日 令和6年1月19日</p> <p>(2) 指名業者 9者（辞退5者、不参1者）</p> <p>(3) 仮契約年月日 令和6年1月26日</p> <p>(4) 予定価格 1,043,214,230円（事後公表）</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	(1) 無線アクセスポイント	2,486台	(2) 教員用Chromebook（5年保証付き）	2,083台	(3) 教員用充電保管庫（45台収容）	39台	(4) 教員用充電保管庫（30台収容）	67台	(5) 書画カメラ	510台	(6) PoEスイッチ、セキュリティワイヤー	2,486個	(7) 充電用ACアダプタ	2,083個	(8) マスターキー（充電保管庫用）	4本	(9) 統一キー（充電保管庫用）	102セット (1セット2本以上)	(10) 無線アクセスポイントライセンス	2,486ライセンス	(11) InterCLASSライセンス	2,083ライセンス	(12) Chrome管理コンソール	2,083ライセンス	(13) 運搬・梱包材撤去作業	1式
(1) 無線アクセスポイント	2,486台																										
(2) 教員用Chromebook（5年保証付き）	2,083台																										
(3) 教員用充電保管庫（45台収容）	39台																										
(4) 教員用充電保管庫（30台収容）	67台																										
(5) 書画カメラ	510台																										
(6) PoEスイッチ、セキュリティワイヤー	2,486個																										
(7) 充電用ACアダプタ	2,083個																										
(8) マスターキー（充電保管庫用）	4本																										
(9) 統一キー（充電保管庫用）	102セット (1セット2本以上)																										
(10) 無線アクセスポイントライセンス	2,486ライセンス																										
(11) InterCLASSライセンス	2,083ライセンス																										
(12) Chrome管理コンソール	2,083ライセンス																										
(13) 運搬・梱包材撤去作業	1式																										

【参考】

年度別教育ICT関連経費一覧

	R6	R7	R8	R9	R10	5年間総額
1 児童・生徒用端末 教員用端末	4.6億円 (うちR6更改 教員用2千台 3.1億円)	21.7億円 児童・生徒用 4万台(見込)	2.7億円 児童・生徒用 5千台(見込) 教員用 1千台(見込)	0	0	29.0億円 (4万8千台)
2 無線アクセスポイント (AP)等	8.8億円 (うちR6更改 無線AP2.5千台 等7.3億円)	1.7億円	1.7億円	2.8億円	1.7億円	16.7億円
3 端末設定 ヘルプデスク等保守	15.2億円	16.0億円	7.1億円	9.4億円	7.2億円	54.9億円
合計(A)	28.6億円	39.4億円	11.5億円	12.2億円	8.9億円	100.6億円
国庫補助金等(B)	0.4億円	16.1億円	2.0億円	0	0	18.5億円
必要となる財源 (A-B)	28.2億円	23.3億円	9.5億円	12.2億円	8.9億円	82.1億円

第 3 2 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 2 7 日

件 名	指導書の購入について																																																						
所管部課名	総務部 契約課																																																						
内 容	<p>1 契約の相手方 東京都東部教科書供給株式会社 代表取締役社長 知久 明彦 東京都葛飾区新小岩二丁目 2 0 番 1 号</p> <p>2 契約金額 2 3 9, 9 5 5, 8 7 0 円</p> <p>3 契約方法 特命随意契約 足立区が教科書・指導書を購入する際は、表記の特約供給所からしか買えないため。</p> <p>4 契約番号 5 足総契契第 0 2 2 7 3 2 号</p> <p>5 納 期 限 令和 6 年 5 月 1 5 日</p> <p>6 納 入 場 所 青井小学校（足立区青井三丁目 1 2 番 2 号） 外 6 8 か所</p> <p>7 契約内容 小学校教師用指導書を購入する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 小学校国語</td> <td style="width: 60%;">（総説編）</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">6 9 冊</td> </tr> <tr> <td>(2) 小学校国語</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4 1 4 セット</td> </tr> <tr> <td>(3) 小学校国語</td> <td>（朱書編）</td> <td style="text-align: right;">1, 0 7 7 冊</td> </tr> <tr> <td>(4) ひろがる言葉</td> <td>小学国語 （総説編）</td> <td style="text-align: right;">6 8 冊</td> </tr> <tr> <td>(5) ひろがる言葉</td> <td>小学国語</td> <td style="text-align: right;">2 0 4 セット</td> </tr> <tr> <td>(6) ひろがる言葉</td> <td>小学国語 （朱書編＋展開編）</td> <td style="text-align: right;">4 9 2 セット</td> </tr> <tr> <td>(7) 小学校 書写</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4 0 8 セット</td> </tr> <tr> <td>(8) 小学校 書写</td> <td>（書写指導の方法）</td> <td style="text-align: right;">6 8 冊</td> </tr> <tr> <td>(9) 小学 書写</td> <td>（総説編）</td> <td style="text-align: right;">6 8 冊</td> </tr> <tr> <td>(10) 小学 書写</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2 0 4 セット</td> </tr> <tr> <td>(11) 小学 書写</td> <td>（朱書編）</td> <td style="text-align: right;">4 9 2 冊</td> </tr> <tr> <td>(12) 小学社会</td> <td>（総論）</td> <td style="text-align: right;">6 8 冊</td> </tr> <tr> <td>(13) 小学社会</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2 7 2 セット</td> </tr> <tr> <td>(14) 小学社会</td> <td>（朱書編）</td> <td style="text-align: right;">6 7 8 冊</td> </tr> <tr> <td>(15) 楽しく学ぶ小学生の地図帳</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2 6 9 セット</td> </tr> <tr> <td>(16) 新しい算数</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4 8 3 セット</td> </tr> <tr> <td>(17) 新しい算数</td> <td>指導編（朱書編）</td> <td style="text-align: right;">1, 2 4 8 冊</td> </tr> <tr> <td>(18) 新しい理科</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2 7 2 セット</td> </tr> </table>	(1) 小学校国語	（総説編）	6 9 冊	(2) 小学校国語		4 1 4 セット	(3) 小学校国語	（朱書編）	1, 0 7 7 冊	(4) ひろがる言葉	小学国語 （総説編）	6 8 冊	(5) ひろがる言葉	小学国語	2 0 4 セット	(6) ひろがる言葉	小学国語 （朱書編＋展開編）	4 9 2 セット	(7) 小学校 書写		4 0 8 セット	(8) 小学校 書写	（書写指導の方法）	6 8 冊	(9) 小学 書写	（総説編）	6 8 冊	(10) 小学 書写		2 0 4 セット	(11) 小学 書写	（朱書編）	4 9 2 冊	(12) 小学社会	（総論）	6 8 冊	(13) 小学社会		2 7 2 セット	(14) 小学社会	（朱書編）	6 7 8 冊	(15) 楽しく学ぶ小学生の地図帳		2 6 9 セット	(16) 新しい算数		4 8 3 セット	(17) 新しい算数	指導編（朱書編）	1, 2 4 8 冊	(18) 新しい理科		2 7 2 セット
(1) 小学校国語	（総説編）	6 9 冊																																																					
(2) 小学校国語		4 1 4 セット																																																					
(3) 小学校国語	（朱書編）	1, 0 7 7 冊																																																					
(4) ひろがる言葉	小学国語 （総説編）	6 8 冊																																																					
(5) ひろがる言葉	小学国語	2 0 4 セット																																																					
(6) ひろがる言葉	小学国語 （朱書編＋展開編）	4 9 2 セット																																																					
(7) 小学校 書写		4 0 8 セット																																																					
(8) 小学校 書写	（書写指導の方法）	6 8 冊																																																					
(9) 小学 書写	（総説編）	6 8 冊																																																					
(10) 小学 書写		2 0 4 セット																																																					
(11) 小学 書写	（朱書編）	4 9 2 冊																																																					
(12) 小学社会	（総論）	6 8 冊																																																					
(13) 小学社会		2 7 2 セット																																																					
(14) 小学社会	（朱書編）	6 7 8 冊																																																					
(15) 楽しく学ぶ小学生の地図帳		2 6 9 セット																																																					
(16) 新しい算数		4 8 3 セット																																																					
(17) 新しい算数	指導編（朱書編）	1, 2 4 8 冊																																																					
(18) 新しい理科		2 7 2 セット																																																					

(19) 新しい理科 指導編 (朱書編)	603冊
(20) せいかつ上 みんな なかよし	135セット
(21) せいかつ上 みんな なかよし(朱書編・指導案編)	315セット
(22) 小学生の音楽	408セット
(23) 小学音楽 音楽のおくりもの (総説編)	68冊
(24) 小学音楽 音楽のおくりもの	204セット
(25) 図画工作	204セット
(26) 新しい家庭	244セット
(27) 新しい家庭 指導編	254冊
(28) 新しい保健	270セット
(29) Here We Go!	140セット
(30) Here We Go! (朱書編)	294冊
(31) NEW HORIZON	68セット
(32) NEW HORIZON (朱書編)	271冊
(33) 新しい道徳	408セット
(34) 新しい道徳 (朱書編)	993冊
(35) みんなの道徳	204セット
(36) みんなの道徳 指導編 (朱書編)	492冊

8 そ の 他

- (1) 見積書提出日 令和6年1月24日
- (2) 見積参加事業者数 1者
- (3) 仮契約年月日 令和6年1月24日

※ 契約金額には消費税を含む。

第 3 3 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 2 7 日

件 名	足立区営住宅等維持管理業務委託について
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p>1 契約の相手方 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 木村 昌平 東京都世田谷区用賀四丁目 1 0 番 1 号</p> <p>2 契約金額 3 5 5, 6 6 4, 2 7 6 円</p> <p>3 契約方法 特命随意契約 令和 3 年度に実施した足立区営住宅等維持管理業務委託事業者選定プロポーザルにより、3 年を限度とする委託業務受注業者として選定されたため（3 年目）。</p> <p>4 契約番号 5 足総契契第 0 2 2 8 0 3 号</p> <p>5 履行期限 令和 7 年 3 月 3 1 日</p> <p>6 履行場所 足立区営新田二丁目アパートほか 2 3 団地 計 8 7 2 戸</p> <p>7 契約内容 区営住宅等の維持管理業務を委託する。 (1) 計画修繕業務 (2) 小規模修繕業務（一般修繕・空家修繕） (3) 設備保守業務 (4) 環境整備業務 (5) 緊急事態発生対応等業務</p> <p>8 その他 (1) 見積書提出日 令和 6 年 1 月 2 4 日 (2) 見積参加事業者数 1 者 (3) 仮契約年月日 令和 6 年 1 月 2 4 日</p> <p>※ 契約金額には消費税を含む。 ※ 当該業務委託は、契約内容に議会の議決に付さなければならない工事又は製造の請負の要素が 1 億 8 千万円を超える案件として上程する（工事請負要素：約 2 億 7 千万円）。 ※ 令和 7 年度以降は、競争入札にて事業者を決定する予定。</p>